

**「新型コロナウイルス感染症」に伴う特別お取扱いの適用期間の終了について**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。弊社では新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、各種の特別のお取扱いを実施しておりますが、一部のお取扱いにつきましては2020年9月30日をもって適用期間が終了となります。つきましては、以下の通りお知らせいたします。

**【新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた弊社の特別お取扱い(一部抜粋)】**

**以下の枠囲いのお取扱いにつきまして、適用期間が2020年9月30日をもって終了となりますのでご確認ください。**

**1. 保険料のお払込みに関する特別お取扱い等について**

**(1) 保険料のお払込みに関する特別お取扱いについて**

保険料をお払込み中のご契約で、お払込みが困難な場合に、**お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。**

また、保険料のお払込みを猶予する期間の満了日(2020年9月)までに猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な場合、2020年10月分保険料より払込を再開し、その後継続してお払い込みいただければ、猶予期間分の保険料の払込期限を2021年4月末日まで延長いたします。(猶予期間分の保険料のお払込みについては2020年10月から、「分割払込」のお取扱いが可能です。)

**(2) 保険契約の失効に関する特別お取扱いについて**

契約者貸付を受けられているご契約や立替金(保険料自動貸付)がすでに適用になっているご契約で、貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効(いわゆるオーバーローン失効)する場合、**お客さまからのお申出により、最長2020年9月30日まで失効を猶予させていただきます。**

**2. 契約者貸付について**

ご契約者が新たに契約者貸付をご利用になる場合、以下のとおり特別金利(利息の免除)を適用させていただきます。※新規貸付受付期間は2020年6月30日をもって終了しております。

|            |   |
|------------|---|
| 対象のご契約     | 変額保険および変額年金保険を除く、個人保険・個人年金保険契約<br>(法人契約・個人契約) |
| 特別金利       | 年 0.0%  |
| 契約者貸付金額の上限 | 解約返還金の一定割合以内                                  |
| 特別金利適用期間   | 新規貸付日から <b>2020年9月30日まで</b>                   |
| 新規貸付受付期間   | 2020年3月16日から2020年6月30日まで                      |

### 3. 契約更新に関するお取扱いについて

更新日が2020年3月16日以降に到来する保険契約のお手続きができない場合、または、手続きが行えなかった場合には、**お客さまからのお申出により、お手続きの期限を2020年9月30日まで延長させていただきます**（お手続きの期限が2020年9月30日を超えるご契約についてはその期限とします）。

#### **【お客さまからのお問い合わせ先】**

第一生命コンタクトセンター 0120-157-157

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日曜日を受付停止とさせていただきます。